平成２３年（フ）第７５０号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149１―510号
債務者　西口　祥子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７９４号
堺市中区宮園町３番６―803号
債務者　美ノ上昌弘
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８７６号
堺市中区土師町３丁30番21―102号
債務者　中辻　丞二
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９９７号
堺市東区菩提町３丁90番地、前住所堺市東区日置荘西町１丁27番８号
債務者　飯田　一英
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０１０号
堺市堺区錦之町西１丁１番13号　サン堺ビル502号
債務者　伊藤　富雄
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０２７号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地５号棟805号、前住所堺市堺区陵西通２番35号　陵西マンション５号
債務者　滝本　浩章
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３８３号
兵庫県姫路市広畑区高浜町１丁目88番地
債務者　瀬川　佳男
1　決定年月日時　平成23年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２７号
沖縄県石垣市字登野城523番地８
債務者　吉本　克子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで那覇地方裁判所石垣支部

平成２３年（フ）第３８５号
神奈川県秦野市南矢名933番地　コーポますやヒルサイドＢ102号
債務者　小谷野みづき
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４２１号
神奈川県伊勢原市串橋245番地の４、住民票上の住所神奈川県藤沢市藤が岡２丁目10番５号
債務者　雨宮　陽子（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４３６号
神奈川県小田原市南鴨宮２丁目48番17号　神谷ハイツ102
債務者　穂坂　　司
1　決定年月日時　平成23年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３００号
新潟市東区山木戸５丁目１番５号　メゾンハミングバード202号
債務者　青木　　瞳
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５７号
新潟市西区浦山３丁目４番14号　ハイツ森田20号
債務者　内藤　則雄
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６０号
新潟市中央区沼垂東３丁目１番３号　マンションリーベ202号、前住所新潟市中央区水島町11番11号　リバティ・キャッツ
債務者　川内　正明
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７７号
新潟市秋葉区柄目木186番地２　３号
債務者　土橋　由香
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８０号
新潟県燕市吉田西太田734番地　市営住宅９号
債務者　山田　美奈
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９８号
新潟市江南区天野３丁目28番20号、前住所新潟市江南区曽川甲380番地18
債務者　板垣　聡子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月12日まで新潟地方裁判所民事部